

平成22年度から子ども手当を支給します

平成22年3月までの児童手当制度にかわり、4月から「子ども手当制度」が施行されました。中学校修了前までの子どもを養育している人に「子ども手当」を支給します。

・支給対象者

平成7年4月2日以降に生まれた児童を養育している方
(所得制限はありません)

・手当の額

子ども1人につき月額1万3千円

・手当の支給

6月、10月、2月に、それぞれの前月分までの4か月分を支給

※ただし平成22年6月期は2月・3月分の児童手当(これまで児童手当を受給していた方のみ)と、4月・5月分の子どもの手当の支給となります。

□申請について

平成22年3月31日現在で児童手当を受給している方は、原則として申請の必要はありません。

ただし、中学2・3年生の子どもがいる方や、所得制限のため児童手当を受給していない方等は申請が必要

です。申請が必要と思われる方には書類を送付していますので、福祉健康課に提出してください。

なお、9月30日までに手続きをすれば、平成22年4月分から受給することができます。

※公務員の方は勤務先へ申請してください。

□6月は『子ども手当現況届』

提出の月です

子ども手当の支給対象の方は、6月に『子ども手当現況届』を提出するようになっています。

現在、支給対象となっている方には、6月中旬に現況届を自宅へ送付します。現況届の内容を確認して押印のうえ、6月30日(水)までに福祉健康課へ提出してください。

期限までに提出がない場合は、6月以降の子ども手当を受けることができなくなりますのでご注意ください。なお、国民年金以外の年金加入者は、健康保険証のコピーまたは、同封の年金加入証明書を一緒に提出してください。

※ただし、平成22年4月、5月に新規に認定請求した受給者は、今年度に限り現況届は不要です。

■問い合わせ

福祉健康課
社会福祉係
☎75-6118

多久納所 デジタル中継局 開局のお知らせ

東多久町納所付近をサービスエリアとする「多久納所デジタル中継局」が、6月1日に開局します。

送信場所はアナログと同一場所(北坊地区・北の山)で、ご覧になるには地上デジタルテレビの再スキャンが必要です。

多久納所デジタル中継局の開局により、アナログ放送が見づらくなるなど、画面に影響がある場合は、対策センターにご連絡ください。



■問い合わせ

対策センター ☎0120-070-989(フリーダイヤル)
NHK佐賀放送局 ☎0952-28-5000
STSサガテレビ ☎0952-23-9131